

第2編 大学 > 第7章 学生生活

麗澤大学学生会館規程

平成3年9月1日制定
平成29年4月1日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学学則第66条の規定に基づき、学生会館の運用について定めることを目的とする。

(管理運営責任者)

第2条 学生会館の管理運営責任者は、大学事務局長とする。

(使用者の範囲)

第3条 学生会館を使用することができる者は、本学の学生及び教職員とする。

(運営)

第4条 学生会館の運営に関する基本方針については、学生委員会で協議するものとする。

(開館時間)

第5条 学生会館の開館時間は午前8時30分から午後9時までとする。

(休館日)

第6条 学生会館の休館日は、大学の指定した日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の休日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に定める日
- (3) 休業日(夏期及び冬期)
- (4) 休校日

(開館時間・開館日の変更)

第7条 前2条の規定にかかわらず、大学事務局長が特に必要と認める場合は、開館時間又は開館日を変更することができる。

(使用手続)

第8条 学生会館の使用を希望する者は、使用する日の3日前までに、所定の使用願を大学事務局長に提出し、その許可を得なければならない。
2 学友会等の部室の使用手続等については、別に定める。

(使用許可・使用不許可)

第9条 大学事務局長は、前条の願い出を適当と認めるときは、使用を許可する。
2 大学事務局長は、前項の許可を受けた者が許可条件に違反したときは、使用の途中であっても許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(鍵の管理)

第10条 学生会館及び学生会館各室の鍵は、学生支援グループが管理する。
2 学生会館を使用する者は、そのつど、学生支援グループで鍵を借り受け、使用後は直ちに返納しなければならない。ただし、部室の鍵については、代表者にその年度内に限り鍵を貸与するものとする。

(損害賠償)

第11条 学生会館を使用する者が、故意又は過失により施設、設備、備品等を破損又は滅失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務は、大学事務局学生支援グループが所管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生委員会で検討し、協議会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、平成3年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。なお、麗澤大学学生会館運営委員会規則は廃止する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。